

コンパクトシティの形成に向けた今後の取組について（案）

はじめに

コンパクトシティ形成支援チームは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組を強力に支援することを目的として、本年 3 月に設置された。

4 月には地方公共団体向けの説明会を開催し、関係省庁のコンパクトシティ形成に関する政策を紹介したほか、5 月から 6 月にかけて全国 10 ブロックで立地適正化計画の作成に関心のある市町村を対象とした相談会を開催した。これらの場を通じて全国の市町村から寄せられた関係施策との連携に関する課題・要望等を関係省庁で共有し、必要な支援施策について検討を進めてきた。

また、一部の政策分野については関係省庁及び関係地方公共団体で構成するワーキンググループを立ち上げ、市町村の要望等の内容を掘り下げて支援施策の検討を行っている。

ここでは、市町村に対する支援策についての 8 月末の各省庁の概算要求等への反映状況など、コンパクトシティ形成支援チームとしてのこれまでの検討状況、今後の取組等について報告する。

なお、ここに記した内容はあくまで現時点での検討状況をとりまとめたものであり、今後、市町村における検討の進捗状況やさらなる意見・要望等も踏まえて、さらに議論を進め、施策の充実を図っていく。

1. コンパクトシティ形成支援チーム 共通の取組

(1) コンパクトなまちづくりと関係施策との連携の促進

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・一部の市町村においては、立地適正化計画の作成に当たり、民間団体や外部の有識者等を交えた協議会を設置したり、庁内の部局横断的な検討会議を設置したりするなど、関係施策との連携を推進する体制を構築している例も見られる。一方、市町村の都市・まちづくり部局からは、関係施策を所管する部局との調整・連携に難航しており、関係部局のまちづくりに対する問題意識の向上・共有等を図るため、国からも支援してほしいとの意見が多数あがっている。
- ・また、コンパクトシティの形成に取り組む際、関係省庁の支援措置を効果的に活用するため、活用可能な補助金等の支援メニューを一覧性をもってわかりやすくまとめた施策集を作成してほしいとの意見も多数あった。

(今後の取組)

- ・市町村のコンパクトシティの形成に向けた取組がまちづくりに関わる様々な関係施策との連携による総合的な取組として推進されるよう、関係省庁が連携して、市町村内の部局間連携強化のための環境整備に取り組む。

○コンパクトシティへの取組と関係施策との連携を要請する文書の発出

- ・支援チーム構成員の連名で、地方公共団体に対して庁内関係部局間の連携を要請する文書を発出する。

○説明会等における施策の相互紹介

- ・都市部局及び関係部局における各々の政策課題や施策内容についての相互理解を深めるため、地方公共団体向けの説明会等において、国土交通省と関係行政分野を所掌する省庁が双方の取組について相互に説明・周知し、庁内関係部局間の連携気運の醸成を図る。

○市町村のコンパクトシティに向けた取組に関する支援施策集の作成

- ・コンパクトシティの形成に向けた取組や事業等に関連する国の支援策を一覧形式でとりまとめて公表し、市町村が施策間連携を図る際に活用可能な支援メニューや連携を促すための施策について情報提供を行う。

(2) コンパクトシティのモデル都市の形成・横展開

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・市町村からは、コンパクトシティに向けた取組やその過程において関係施策との連携を行う上で、「コンパクトシティの施策の効果がわかりにくい」、「関係施策との連携のイメージがつきにくい」といったことから、参考となるような具体的な先行的事例の情報提供を求める声が多い。
- ・一方、我が国でコンパクトシティの形成による成果を既にあげつつある取組は限られており、それによって得られる生活利便性、健康・福祉、地域経済、行政運営等への効果を実例をもって示すことが不十分な状況にある。また、関係施策との連携が図られている既存の取組事例やノウハウについても、体系的な整理及び市町村への情報提供が不足している。

(今後の取組)

- ・都市のコンパクト化は、住民の生活利便性やサービス産業の生産性等の向上、行政コストの削減、地域経済の活性化、地価の維持・税収の確保など、地域の「稼ぐ力」や地域価値の向上にも寄与する。また、関係施策の連携の下で取り込まれることにより、一層の効果の発現が期待される。
- ・コンパクトシティの取組の裾野の拡大に向け、このような具体的な効果を目に見える形で示していくため、関係省庁が連携して、他の市町村の参考となり得る成功事例を形成するとともに、取組のノウハウの収集・蓄積、情報提供等を進めることにより、横展開につなげる。

○優良な取組に対する省庁横断的な支援・モデルケース化

- ・立地適正化計画を作成してコンパクトシティの形成を目指す市町村の取組のうち、目指す都市像や目標値が明確で、施策間連携が図られた、他の市町村の参考となり得る取組について、関係省庁が連携して支援し、モデルケース化する。

○先行的取組事例の収集・横展開

- ・関係省庁との連携の下、コンパクトシティの形成に向けた先行的な取組における、まちづくり施策と関係施策の連携が効果的に図られた例や、具体的な政策効果を示す定量的データを収集し、事例集としてとりまとめ、市町村に周知・公表する。

○地域プラットフォームを活用した先行的取組事例の横展開（国土交通省） 予算

- ・まちづくりに関する先行的取組事例やノウハウの共有・習得、関係者のネットワークの構築、PPP/PFIの案件形成の促進等を図るため、産官学金の関係者から構成される地域プラットフォームを形成する。（平成28年度予算概算要求（拡充））

2. コンパクトシティ形成支援チーム 施策分野毎の取組

① 地域公共交通との連携

【連携の視点】

- ・都市をコンパクト化して医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約する際、高齢者をはじめとする住民がこれらの日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするためには、拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通の維持・充実について一体的に検討する必要がある。一方で、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するためには、拠点エリアへの都市機能の誘導や公共交通沿線への居住の誘導について一体的に検討する必要がある。（コンパクトシティ＋ネットワーク）
- ・このため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画等において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に関する取組が整合をもって定められるよう、十分な調整が必要である。必要に応じて、両計画を一体的に策定することも考えられる。

（現行の主な支援施策）

- ・コンパクトシティ＋ネットワークの実現に向けた市町村の取組を支援するため、地域に身近な相談窓口として、国土交通省（地方整備局・地方運輸局等）にワンストップ相談窓口を設置した。
- ・地域公共交通網形成計画等の計画作成に要する経費を補助するとともに、計画作成の手引きを公表し、地方公共団体における地域公共交通ネットワークの形成を支援している。
- ・都市の中心拠点や生活拠点等にアクセスするための生活交通（バス路線等）の確保・維持や、ノンステップバス等の導入やLRT・BRTの整備などの快適で安全な公共交通の構築に向けた事業等について支援している。
- ・生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える交通施設（駅前広場、自由通路、駐車場・駐輪場等）等の整備事業に対する支援している。

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・地域公共交通再編とコンパクトシティとの連携が進められるよう、地域公共交通再編実施計画作成の補助対象への市町村の追加など、計画作成に対する支援メニューを活用しやすいものにする運用改善を求める意見があがっている。
- ・鉄道沿線の複数市町村で総合病院等の高次の都市機能の整備を広域的に分担・連携して行う取組に対する支援を求める声がある。
- ・公共交通事業者等の理解・協力が得られず地域公共交通の再編が困難となっている市町村も多い。コンパクトシティ+ネットワークへの理解向上により、公共交通事業者との連携や公共交通の利用の促進について、地方公共団体の取組を後押しするため、国からの更なる周知・普及を求める声が多数ある。

(新たな取組)

○地域公共交通確保維持改善事業の運用改善（国土交通省） 予算

- ・地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の作成等について地方公共団体が取り組みやすくするため、これらの計画作成への補助金（地域公共交通調査事業・地域公共交通再編推進事業）について、法定協議会だけでなく地方公共団体も直接の補助対象とする（協議会を設置する場合に限る。）。（平成28年度予算概算要求（拡充））

○鉄道沿線まちづくりの推進（国土交通省） 予算他

- ・交通結節点である駅周辺に日常生活に必要となる都市機能を誘導するとともに、拠点病院、文化ホール等の高次の都市機能については沿線の市町村間で分担・連携し、あわせて公共交通機能の強化を進める、沿線市町村と鉄道事業者が連携したコンパクトシティ（鉄道沿線まちづくり）の推進を図る。このため、地方公共団体及び鉄道事業者を主な対象とする「鉄道沿線まちづくりガイドライン(仮称)」を発出するほか、沿線市町村と鉄道事業者を含む協議会による広域的な立地適正化の方針の作成を支援する。（平成28年度予算概算要求（拡充））

○公共交通事業者等へのコンパクトシティ+ネットワークについての積極的な周知 （国土交通省）

- ・コンパクトシティ+ネットワークの実現に向けて公共交通事業者の理解・協力が得られるよう、地域に身近な相談窓口である地方運輸局を中心に、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成の重要性について、意見交換等を通じて積極的に周知する。
- ・コンパクトシティ+ネットワークの取組が地域や家庭にもたらすメリットを定量的に示す素材について、市町村に対し提供する。

○地域内の共同輸配送の促進（国土交通省） 予算

- ・貨物集配の共同化に向けた取組について、モーダルシフト等推進補助事業を活用した市町村、物流事業者、荷主等を中心とする多様・広範な関係者が組織する協議会による事業計画の策定経費の一部を補助する。これにより、地域内の物流を効率化し都市内における集配車両の通行・路上駐車・路床荷捌きを削減することで、都市とその周辺部をつなぐ物流サービスの向上とともに歩行空間や自転車利用環境を改善する。（平成 28 年度予算概算要求（拡充））

（今後の課題等）

- ・計画作成の手引き等において、コンパクトシティと地域公共交通との連携の重要性について示しているものの、両計画の作成における具体的な連携手法の提示が不十分である。計画の作成に当たっての検討体制、調査・分析手法、計画内容についての連携手法や、計画に位置付けられた施策を実施する際の連携手法等について検討し、市町村に示すことが必要である。

② 都市再生・中心市街地活性化との連携

(連携の視点)

- ・都市機能の集約・立地を誘導する都市機能誘導区域として設定される都市の中心拠点や生活拠点は、活性化が求められる中心市街地と重なるケースが多く、必要な生活サービス施設の誘導を促進するとともに、拠点エリアとしてのまちの賑わい創出を図っていく必要。
- ・中心市街地の活性化に関する法律との関係では、同法に基づく中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画を連携して作成することを通じ、都市機能誘導区域と中心市街地の区域の設定や誘導・集約しようとする施設について調整したり、居住誘導区域外の開発の抑制により周辺部への機能の拡散を防止し、中心市街地の役割を相対的に高めたりすることで、施策の相乗効果を図っていく必要。

(現行の主な支援施策)

- ・立地適正化計画に設定される都市機能誘導区域内に集約すべき機能が誘導されるよう、予算、税制、金融面での様々な支援措置のほか、誘導施設を含む建築物について、容積率等の規制を緩和できる都市計画の仕組みを創設するなど、民間の建設投資を必要な場所に誘導するための措置を講じている。
- ・中心市街地活性化施策との連携については、平成26年の中心市街地活性化法の改正において、中心市街地活性化基本計画は都市計画等に適合し、地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならないと規定され、都市計画等と連動して多様な都市機能を効果的・効率的に集約させることで中心市街地の活性化を目指すための計画であるという位置付けが明確化された。また、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、波及効果の高い民間プロジェクトに対し予算、税制、金融措置等による重点的支援を行う制度を創設した。

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・地方都市の中心市街地等においては、大規模小売店舗の撤退や相続を契機とした空き家・空き店舗化、青空駐車場等の低未利用地への転換が進行し、その結果、建物が歯抜け状に点在する街並みが発生し、地域の魅力や活力が低下することが懸念されている。
- ・市町村においては、厳しい財政状況の中で施設・インフラの適切な維持管理を進める必要があり、廃校等の公的不動産（PRE）や空き店舗等の既存ストックを活用した事業に対する支援措置の充実を求める声がある。
- ・また、一部の市町村からは、中心市街地活性化基本計画に基づく取組を進めているものの状況が改善せず、都市機能だけでなく居住の集約を図らないと中心市街地の活性化は進まないとの声がある。

(新たな取組)

- ・低未利用地が散在する中心市街地を再生するため、低未利用地の集約等により必要な都市機能を誘導するための受け皿となる空間整備を推進する。
- ・また、まちの賑わいを創出するため、活力低下の一因となっている空き店舗等を解消するための官民連携による取組を推進する。

(1) 都市機能の誘導のための柔軟な市街地整備の推進

○都市機能の誘導のための地域の实情に応じた市街地整備事業に対する支援

(国土交通省) **予算**

- ・地方都市の中心市街地等において、都市機能を誘導するため、地域の实情に応じた市街地整備事業を推進する、以下の取組等を実施する。(平成 28 年度予算概算要求(拡充))
 - 都市機能を誘導する小規模な市街地再開発事業を推進するため施行区域面積要件を緩和
 - 日常生活の利便性向上に寄与する施設の立地を伴う老朽建築物の建替えを支援
 - 小規模な市街地再開発事業等を一体的かつ総合的に促進するための計画策定・コーディネートについて支援を強化
 - 複数の街区により細分化された土地を集約・整形して地域の核となる拠点的な都市機能の受け皿となる大規模な街区を創出する土地区画整理事業への支援を充実

○市街地整備手法の多様化 (国土交通省) **制度・税**

- ・有用な既存ストックを活用しつつ散在する空き店舗や低未利用地を集約しながら、連続的なまちなみを形成し、賑わいのある回遊空間を創出するため、市街地整備手法を多様化する。

(2) 官民連携によるまちづくりの推進

○まちの賑わいの創出のための官民連携によるストック活用手法の充実

(国土交通省) **制度・予算**

- ・まちの賑わい創出や地域価値の向上のため、官民連携による P R E 活用事業や既存建築物のリノベーション事業を推進するため、以下の取組等を実施する。
 - まちなかのストックの有効かつ適切な利用を促進するため、既存建築物等の利用を促進すべき区域・協定制度を創設
 - 既存建築物等の利用を促進すべき区域で行われる事業等について、民間都市開発推進機構による金融支援(まち再生出資)の面積要件を緩和(平成 28 年予算概算要求(拡充))
 - 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業を拡充し、同区域内の既存建築物等を有効かつ適切に利用するために締結される協定に基づく先進的な取組を支援(平成 28 年度予算概算要求(拡充))

○空きビル等の遊休不動産再生の連鎖的再生支援（国土交通省） 予算

- ・民間による遊休不動産再生、エリア価値向上の好循環を推進するためのガイドラインの策定及び産官学からなるまちづくり協議会等の取組を推進する。
(平成 28 年度予算概算要求（拡充）)

○地域・まちなか商業活性化支援事業（経済産業省） 予算

- ・民間事業者等によるまちの賑わいづくりを進めるため、コンパクトシティ化に取り組む「まち（中心市街地）」、地域コミュニティ機能・買物機能を維持・強化する「商店街」において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致など、地域商業の活性化の取組を支援する。(平成 28 年度予算概算要求（拡充）)

(今後の課題等)

- ・中心市街地においては、少子高齢化や都市機能の郊外移転の進行等により、商業機能の衰退や空き店舗、低未利用地の増加に歯止めがかからない状況が進んでいるが、コンパクトシティ施策はその課題解決の答えの一つになり得る。このためには、都市全体を見渡した上で、今後の中心市街地の役割や誘導すべき都市機能、まちなかの賑わいの創出のための方策について検討するとともに、人口密度を維持して都市機能の持続性向上を図る観点から、居住の集約・誘導も合わせて検討することが重要であり、こうした点に留意した計画作成がなされるよう、関係省庁が連携して、市町村の取組を支援していく必要がある。

③ 医療・福祉との連携

【連携の視点】

- ・人口減少社会におけるまちづくりの新たな課題として、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができる仕組みを実現するためには、医療や介護サービスだけでなく、住まいや移動、食事、見守りなど生活全般にわたる支援を一体的に考え、地域に確保する必要がある。
- ・そのため、居住の集約や移動手段の確保等のコンパクトシティの取組と、医療施設、介護施設等の立地等が連携していくことが必要である。
- ・また、スマートウエルネスシティ総合特区をはじめとした、過度な自動車利用を減じて、歩いて暮らせるまちづくりへの転換を進める「健康まちづくり政策」を推進する必要がある。その際、高齢者の外出、コミュニティへの参加を促し、高齢者の心身の健康維持に資する視点も重要となる。

（現行の主な支援施策）

- ・国土交通省では、都市機能誘導区域への誘導施設の立地誘導を図るため、地域に必要な医療施設、社会福祉施設等の整備に対する支援や、公的不動産を活用して誘導施設を整備する民間事業者等に対する支援を実施している。
- ・国土交通省では、厚生労働省等の意見を踏まえて「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」（平成26年8月1日公表）を策定している。この中で、「街を歩く」ことが高齢者の介護予防等に有効とされている点等に着目し、都市構造のコンパクト化を通じた、多くの市民が活動的に暮らせるまちづくりの必要性、その実現手法としての部局横断的な推進体制づくり等を示している。本ガイドラインに基づく取組を推進するため、地域の課題分析や関係部局との連携による施策の効果的な推進方策等の具体的な進め方を示した実務者向けの手引き書を作成する。
- ・さらに国土交通省では、スマートウエルネスシティ総合特区を構成する各都市の健康まちづくり推進方策を全国に展開すべく平成27年度に調査検討を実施するなど、健康まちづくりへの支援を行っている。

(1) 地域医療施策とコンパクトシティ施策の一体的推進

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定する取組が平成 27 年度より都道府県において進められている。
- ・医療計画に基づいて整備される医療提供体制は都市の構造の重要な要素であるため、コンパクトシティ形成の取組にあたっては医療計画等との整合性の調整に取り組むことが重要であるとの意見が市町村から聞かれた。
- ・そのためには、個別市町村が調整に参加する機会を得るために、広域での調整を担う都道府県において適切な配慮がなされる必要があるとの意見が市町村から聞かれた。

(新たな取組)

- ・コンパクトシティの取組は、医療提供体制との関係に留意する必要があるため、以下の取組を行う。

○地域医療部門と都市計画部門等の連携促進（厚生労働省・国土交通省）

- ・地域医療部門と都市計画部門等が連携し、医療提供とコンパクトシティ形成の取組の一体的な推進を目指すため、都道府県のそれぞれの部門と市町村が適切に連携を図りつつ、各種協議の場を活用し円滑な調整等を行うべきであることについて、地方公共団体向けに通知する。

(今後の課題等)

- ・今後、コンパクトシティ形成を見据えた効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する必要がある。コンパクトシティの考え方と医療施設の立地等について適切な調整が行われるためには、例えば医療施設の郊外移転を回避した事例やまちなかにおける現地建て替えの事例等が収集・分析され、また共有される必要がある。
- ・上記の通知を受け、都道府県の都市計画部門は医療計画（地域医療構想を含む。）を踏まえつつ、関係する市町村が連携して立地適正化計画の策定に取り組むように促すこととなる。しかし、市町村同士の医療施設の立地に関する考え方が異なる場合もあり得る。その場合には、都道府県の都市計画部門は地域医療部門とともに関係する市町村との間での円滑な調整の仲介役となることが重要であり、ノウハウの蓄積、共有を促進する必要がある。

(2) 地域包括ケアシステムとコンパクトシティの一体的推進

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・平成26年6月に改正した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において位置づけられた、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を市町村において進めることになっている。
- ・市町村の現場においては、地域包括ケアシステムに関わる医療・介護部門と都市計画部門が連携することによりそれぞれの施策が目指す将来像の効果的・効率的な実現を目指すことへの認識が不十分な状況にある。
- ・介護施設等については、公共交通機関の利便性や地域の居住の状況等が十分に踏まえられずに整備が進められる現状があり、これは部門同士がお互いの施策の共通認識を持っていないことも一因であるとの意見が聞かれた。
- ・そのような状況を改善するためには、施策連携のメリットや、施設の立地についてコンパクトシティ施策に配慮する必要性を認識してもらえよう、国から周知してほしいとの意見が聞かれた。
- ・また、福祉ニーズが多様化、複雑化しており、既存の制度の対応では複雑なニーズを持つ者が適切な支援を受けることができていない状況であり、そうした者を地域で支え合うために仕組みをつくる必要があるとの意見が聞かれた。

(新たな取組)

- ・今後、地域包括ケアシステムとコンパクトシティの取組を一体的に推進するため、以下の取組を行う。

○地域包括ケアシステム部門と都市計画部門等の連携促進

(厚生労働省・国土交通省)

- ・地域包括ケアシステム施策とコンパクトシティ施策を一体的に推進することのメリットや連携のあり方を記載した文書について、地方公共団体向けに通知する。

○コンパクトシティの取組と整合する介護施設等の整備推進

(厚生労働省・国土交通省)

- ・介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業選定にあたり、当該地方公共団体が取り組むコンパクトシティ施策に配慮したものを優先的に盛り込むよう、地方公共団体への周知を検討する。

○住居専用地域における住民介護・看護用の事務所設置 (国土交通省)

- ・住居専用地域であっても住民に訪問介護・看護サービスを提供するための事務所を設置できるよう、必要な措置を講ずるとともに、措置内容を周知徹底する。

○多機関協働による包括的支援体制構築事業の創設（厚生労働省） 予算

- ・誰もが支え、支えられる共生型の地域社会の再生・創造に向けて、現状では適切なサービスを受けることのできない様々な対象者をすくい取り、総合的な見立てとコーディネート機能を強化するため、ワンストップの相談窓口の設置等といった包括的支援の拠点づくりも含めた検討を行う。（平成 28 年度概算要求（新規））

（今後の課題等）

- ・上記の介護施設等に関する取組のみならず、地域包括ケアシステムの構築に資する他の施設についても、各市町村がコンパクトシティ施策への配慮が必要な施設として判断した場合には、事業選定の際に反映できるよう、横展開を推進する必要がある。
- ・上記の横展開を実現し、コンパクトシティと地域包括ケアシステムを一体的に進めるためには、市町村と各施設の設置主体との調整が不可欠であるが、現状においては、各種の施設との調整について十分なノウハウの蓄積はされていない。そのため、それぞれの施設毎の立地誘導の先行事例よりノウハウを抽出し、共有に努める必要がある。
- ・併せて、コンパクトシティ施策の推進による、地域経済に資するメリットを国民に分かりやすい形で示すことを検討する必要がある。
- ・「生涯活躍のまち（日本版 C C R C）」構想に取り組む市町村においては、まちの立地、地域の健康や福祉の拠点等のネットワーク化、地域の空き施設の活用等の面について、地域の実情を踏まえ、必要に応じてコンパクトシティ施策との連携を図り、構想の具体化を促進することが適当である。

④ 子育て支援との連携

【連携の視点】

- ・子育て支援の展開においては、地方都市の子どもの減少の中での保育環境の維持、大都市での待機児童の解消等の課題に対し、厳しい財政制約の下で、コストを抑制しつつ、子育て環境の持続的な確保を図ることが求められている。
- ・その課題に対応するためには、地域の実情に応じて、地域型保育事業の小規模保育をまちなかへ設置するなど、子育て支援の展開をまちづくりと一体的に推進する必要がある。

（現行の主な支援施策）

- ・国土交通省では、都市機能誘導区域への誘導施設の立地誘導を図るため、地域に必要な子育て支援施設等の整備に対する支援や、公的不動産を活用して誘導施設を整備する民間事業者等に対する支援を実施している。

（市町村の取組状況、意見・要望等）

- ・平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行され、認定こども園制度の改善や小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育等からなる地域型保育事業が実施されており、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定の上、それらの事業を活用する仕組みとなった。
- ・市町村の現場においては、子育て支援部門と都市計画部門が連携することによりそれぞれの施策が目指す将来像の効果的・効率的な実現を目指すことへの認識が不十分な状況である。
- ・自家用車による送迎を前提とした子育て施設の立地が進むことによるまちづくりへの影響や、利用者の生活全体の満足度や保育所の持続的な運営などの観点から、子育て施設の適切な立地を検討すべきなどのアイデアはあっても、具体的な取組につながらない状況であるとの意見が聞かれた。
- ・そのような状況を改善するため、子育て支援について、コンパクトシティ施策との連携のメリットや、配慮の必要性を国が示す必要があるとの意見が聞かれた。

(新たな取組)

- ・今後、将来に渡って子育てしやすいまちの実現に向け、子ども・子育て支援新制度とコンパクトシティの取組を一体的に推進するため、以下の取組を行う。

○子育て支援部門と都市計画部門等の連携の促進(内閣府・厚生労働省・国土交通省)

- ・子育て支援施策とコンパクトシティ施策を一体的に推進することのメリットや連携のあり方を記載した文書について、地方公共団体向けに通知の発出を検討する。

○小規模保育に関する補助の拡充(厚生労働省) 予算

- ・地域の実情に応じて、まちなか等への設置も想定される小規模保育事業について、保育対策総合支援事業費補助金による小規模保育改修費等支援事業を実施している。これに加え、平成28年度概算要求においては、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に要する費用を補助するため、保育所等整備交付金による小規模保育整備事業を新設し、必要な予算額を要求している。(平成28年度予算概算要求)

(今後の課題等)

- ・上記の取組のみならず、子育て世帯の日常生活に関わる他の施設や歩行者空間等についても、市町村が適切に計画、整備、維持管理等を行うことが、良好な子育て環境の持続的な確保のために必要である。
- ・コンパクトシティ化とあいまって良好な子育て環境を実現するためには、認定こども園や保育所など子育て世帯が利用する各施設の設置主体との調整が不可欠である。しかし現時点では、各種の施設等との調整について十分なノウハウの蓄積はされていない。そのため、まちなかや交通結節点に立地する関係施設等を抽出・整理し、子育て支援施策とまちづくり施策が一体となって子育てしやすい環境を実現する方策を提示していく必要がある。

⑤ 都市農業との連携

【連携の視点】

- ・都市農地は、良好な景観の形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能等を有していることから、コンパクトシティの形成の促進にあわせて、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ることが必要である。
- ・市街化区域内の農地については、生産緑地制度の活用を図るとともに、都市農業振興施策と連携した農地の有効活用を促進することが重要である。
- ・また、コンパクトシティの実現に向けては、誘導区域の外側における開発を抑制し、持続可能な土地利用方策を確立することが不可欠であるため、有効な土地利用の在り方として、農地の役割がますます重要となる。

（現行の主な支援施策）

- ・都市農地の保全・活用のため、農林水産省及び国土交通省等において、以下の取組を実施している。
 - 都市農業機能発揮対策事業により、都市農業についての制度検討や福祉農園の開設支援等を実施
 - 生産緑地法等により、市街化区域内の農地等の保全を図るとともに、社会資本整備総合交付金により、生産緑地地区等の土地の買入れ等の支援を実施

（市町村の取組状況、意見・要望等）

- ・都市農地については、三大都市圏の市街化区域を中心に生産緑地地区の指定などにより保全が図られている場合もあるが、現行制度では十分な保全・活用が図られないことから、生産緑地の面積要件の緩和などの制度改正を求める意見がある。
- ・都市農地の後継者不足等により、農地が減少していることを受けて、都市農地の貸借を促進するなど新たな担い手の確保につながる制度を求める声がある。

（新たな取組）

- ・コンパクトシティの形成促進とあわせて、都市農地の保全・活用をさらに推進するため、次の取組を行う。

○都市農業機能発揮対策事業（農林水産省） 予算

- ・都市農業が多様な機能を発揮していくため、国土交通省と連携し、都市農地に関する制度の検討を実施するほか、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用、福祉農園の開設を支援する。（平成28年度予算概算要求（拡充））

○市民農園事業（国土交通省） 予算

- ・農業体験の場となる都市公園を整備する際の補助要件を緩和する。（平成 28 年度予算概算要求（拡充））

○緑と農の共生まちづくり推進調査（国土交通省） 予算

- ・都市と緑・農が共生したまちづくりを推進する観点から、都市の集約化を行うエリアの内外の実態に即した緑地や農地の保全・創出を図るため、地方公共団体と協力して、そのモデルとなる取組に係る調査を実施する。（平成 28 年度予算概算要求（新規））

○都市農地の保全・活用方策検討のための研究会の設置（農林水産省・国土交通省）

- ・都市農業振興基本法（平成 27 年 4 月 22 日施行）を受け、農林水産省と国土交通省とが共同で研究会を設置し、都市農業振興基本計画の策定に着手するとともに、都市農地の保全やその有効活用等を図るための具体的な施策の在り方及び必要な措置を検討する。

（今後の課題等）

- ・将来にわたり必要な都市農地の保全が図られるよう、生産緑地制度等について、土地利用規制の安定性の向上や対象となる農地の範囲の拡大等の観点から、都市農業振興の在り方を踏まえ、検討を行う必要がある。
- ・また、都市農地の有効活用に向けては、農家の高齢化や後継者不足の深刻化を踏まえ、新たな担い手を確保するための制度を構築することが望まれる。
- ・都市機能や居住を誘導する区域の外側については、土地利用の在り方を示すという観点から農地保全施策の充実を図る必要がある。

⑥ 公共施設再編との連携

【連携の視点】

- ・国や地方公共団体が保有する公的不動産（PRE）は我が国の不動産全体の約1/4という大きな割合を占めているが、多くの自治体では、人口減少や高齢化に伴う財政の悪化や、公共施設の老朽化による維持更新コストの増加などにより、公共施設をはじめとする公的不動産の再編に向けた取組が必要不可欠な状況。
- ・一方、まちづくりの観点から効率的・効果的に公的不動産の再編を行うためには、庁舎や公民館等の公共施設を集客力のある重要な都市機能と捉え、その再編に当たって拠点地区への集約化を図ったり、不足する生活サービス機能を誘導する種地として低未利用の公有地を活用したりするなど、公的不動産の再配置・有効活用に向けた取組において「立地」を重要な要素として位置付け、これらの取組が連携して進められる必要がある。

（現行の主な支援施策）

- ・国土交通省においては、まちづくりと連携した公的不動産の再編・活用を推進するため、昨年4月に『まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン』を公表した。同ガイドラインでは、コンパクトなまちづくりに合わせて効果的に公的不動産を集約・再編するための検討手順等を示しており、立地適正化計画の説明会等を通じて周知を図っている。
- ・昨年4月の総務大臣からの要請により、全国の地方公共団体において公共施設等総合管理計画の作成に向けた取組が進められ、財政負担の軽減・平準化を目的として、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の検討が実施されている。同計画の策定に当たっては、将来的なまちづくりの視点からも検討を行うよう策定指針に明記されている。
- ・また、効率的・効果的な公共施設の再編に当たっては、国公有財産の最適利用を図ることが重要となることから、国、地方公共団体、その他関係機関が相互に連携し、中長期的な観点から庁舎をはじめとする公用財産等の最適利用について調整を行うため、以下の取組を通じて、一定の地域に所在する国公有財産の情報共有を行っている。
 - 市町村等と財務局等で国公有財産の情報共有等のため互いに連携窓口を設置（平成26年8月～）
 - 財務局等より、都道府県経由で市町村に対し、国有財産の一件別情報を提供（平成26年10月～）
 - 市町村等と財務局等、関係機関における国公有財産の最適利用のための協議会の設置を推進

- ・国・地方ともに財政状況が厳しい中、効率的・効果的な公共施設の再編を進めるためには、民間のノウハウや資金等の活用を図ることが有効である。政府として、平成25～34年度で公的不動産の有効活用などの民間の提案を活かしたPPP／PFI事業を2兆円規模にすることを目標にしており、内閣府や国土交通省において、PPP／PFIの具体の案件形成に向けた専門家の派遣や調査委託費への助成等の支援を実施している。

（１）国公有財産の最適利用の推進

（市町村の取組状況、意見・要望等）

- ・国公有財産の最適利用については、一部地域において協議会の設置が行われているが、さらに全国に普及させる取組みが必要である。
- ・国や都道府県との情報交換を開始している市町村からは、公共施設再編の検討に活用するため、国公有財産の建替え時期等についても情報提供してほしいといった意見が聞かれる。

（新たな取組）

- ・国公有財産の最適利用に向けた現行の情報共有の仕組みの効果を高め、一層の普及を図るため、共有可能な情報の質・量の充実、情報共有の具体的な進め方等の周知などに取り組む。

○地域における国公有財産の情報共有の充実・促進（財務省・国土交通省）

- ・公共施設の再編や有効活用に取り組む地方公共団体において、国有財産と公有財産の双方を対象とした検討が推進されるよう、協議会等を通じて、地方公共団体への国有財産の一件別情報の提供に加え、国有財産の整備等の構想や空きスペースの情報についても提供するなど、国及び地方公共団体間での情報共有の充実を図る。

○国公有財産の最適利用の推進のための事例の周知（財務省・国土交通省）

- ・地方公共団体による国公有財産の最適利用の検討が推進されるよう、国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用に向けた取組事例（協議会の設置・検討状況等）や、国公有財産の活用事例（地方公共団体の保有施設と国の保有施設の複合化等）を地方公共団体に周知する。

(2) 公共施設再編に当たっての官民連携の推進

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・市町村からは、公共施設の建替え等に当たって民間資金の活用を検討しようとしても、「連携すべき民間事業者が容易に見つからない」、「どのような事業スキームを構築すればよいかわからない」、「PPP/PFIの事例やノウハウがない」等の声が多く寄せられており、官民連携手法による具体の案件形成はあまり進んでいない。

(新たな取組)

- ・公共施設の再編に当たって、民間の資金やノウハウの活用を推進するため、個別事業の素案段階において市町村から事業スキーム等の相談を受ける体制の構築、他の自治体の参考となる事例集の周知、民間事業者の提案を促す情報整備の検討等を推進する。

○地域プラットフォームを活用した官民連携の促進 (国土交通省) 予算 (再掲)

- ・まちづくりに関する先行的取組事例やノウハウの共有・習得、関係者のネットワークの構築、PPP/PFIの案件形成の促進等を図るため、産官学金の関係者から構成される地域プラットフォームを形成する。(平成28年度概算要求(拡充))

○不動産証券化手法等による公的不動産の活用を推進する会議等の開催

(国土交通省) 予算

- ・平成27年度に策定予定の地方公共団体向けPRE活用手引書の普及、公的不動産の活用に関するノウハウの共有のため、以下の取組を実施する。(平成28年度予算概算要求(新規))
 - 公的不動産の活用に関心のある全国の首長等地域経営者を対象とした地方都市公的不動産活用ネットワーク会議を開催
 - 地方公共団体間で広域連携を行う団体を対象としたセミナーの開催
 - 民間事業者と地方公共団体間の情報交換会の開催

○不動産証券化手法等による公的不動産の活用に関するモデル団体支援事業

(国土交通省) 予算

- ・不動産証券化手法等の先進的な事例の蓄積や導入に関する課題を整理し、その解決策を明らかにするため、不動産証券化手法等により公的不動産の活用を推進する地方公共団体を選定し、専門家の派遣、民間事業者等との連携による事業スキームの構築を支援する。(平成28年度予算概算要求(拡充))

○公的不動産の情報整備に係る調査（国土交通省） 予算

- ・民間事業者の提案を促す環境を整備するため、地方公共団体における公的不動産情報の一元的な整備や経営判断につながる情報の見える化に関する調査、民間事業者が事業提案を行う上で必要となる情報の調査を行う。（平成28年度概算要求（新規））

（今後の課題等）

- ・現在、ほとんどの地方公共団体において公共施設再編に向けた検討が進められていることから、公共施設の再編とコンパクトシティの形成に向けた取組の連携を進める上で絶好の機会にあると言え、この機にその気運を高めることが重要である。
- ・今後、公共施設等総合管理計画において公共施設等の現状や課題の把握・分析、管理に関する基本的な方針等を定めた後、公共施設の再配置計画の作成や再配置に向けた個別事業の具体化に進む地方公共団体が次第に増加することが見込まれる。このため、上記の新たな支援策等を含め、こうしたフェーズを見据えた市町村の取組に対する支援を充実していく必要がある。
- ・また、公共施設の再編に当たっては、周辺市町村との連携を図ることで効率的な施設配置が可能となるが、広域連携の事例はまだ限られており、今後、これらの取組を促進するための支援メニューの充実等を図る必要がある。

⑦ 住宅政策との連携

【連携の視点】

- ・立地適正化計画において、居住誘導区域を設定し、当該区域への円滑な居住の誘導を図るため、住宅施策とコンパクトシティの形成に向けた取組の連携が必要。
- ・各地方公共団体におけるまちなか居住や都市型住宅の誘導等の既存施策と居住誘導区域との関係を十分に整理し、整合がとられるように考慮する必要。
- ・空き家対策との関係では、各市町村において、空き家の活用方針及び対策の優先度の検討等を行う際、空き家が居住誘導区域に立地するか否かをはじめとして、立地適正化計画との整合を考慮することが重要。市町村が居住可能な空き家のあっせん等を行うに当たり、物件情報の蓄積や契約のノウハウ等を有する民間事業者等と適切に連携し、相互にメリットのある関係を築く工夫も重要。
- ・また、居住誘導区域内の中古住宅への住み替えを円滑化するためには、中古住宅・リフォーム市場を活性化することが重要。
- ・サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）等の高齢者向けの住宅についても、居住誘導区域に誘導することにより、日常生活圏等に確保が図られている医療・福祉施設等との適切な連携、都市機能誘導区域等に立地する各種生活サービス機能による居住者の利便性向上等が期待できる。
- ・なお、サ高住の整備に際して医療・介護等のサービス拠点施設を併設すること等も、地域の高齢者等へ向けた生活支援サービスをその居住地に近接して導入する重要な機会となる。

（１）空き家の活用・除却に係る取組の促進

（現行の主な支援施策）

- ・国土交通省では、空き家再生等推進事業において、居住誘導区域外における不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、及び居住誘導区域内における空き家住宅又は空き建築物の活用を支援の対象とし、コンパクトシティ施策との連携を図っている。

（市町村の取組状況、意見・要望等）

- ・コンパクトシティの実現に向けて、空き家対策への取組とコンパクトシティ施策の連携が必要であるとの認識は多くの市町村で共有されている。
- ・空き家対策は行政のみでは対応が困難であり、民間事業者等との連携が必要との意見が多くあった。

(新たな取組)

- ・地方公共団体の空き家対策の総合的な取組を立地適正化計画の策定による居住の誘導と一体的に推進することが効果的である。

○地域連携による空き家対策の総合的推進（国土交通省） 予算

- ・居住環境の整備改善等を図るため、空き家住宅等の活用・除却について引き続き支援を行うほか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく市町村の取組を一層促進するため、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策への支援等を行う。（平成 28 年度予算概算要求（新規））

(2) 中古住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの円滑化

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・コンパクトシティの実現に向けて、既成市街地への居住の誘導に取り組む際には、中古住宅の流通が普及し、中古住宅への住み替え等が円滑に行われる環境が必要であるとの意見が聞かれた。
- ・また、現在は中古住宅が市場に出回らず、中古住宅が居住誘導等により住み替える先の選択肢となっていないため、市場に流通する仕組みを整備して欲しいとの意見が聞かれた。

(新たな取組)

- ・中古住宅・リフォーム市場の活性化により、居住誘導のための環境整備を進める。

○中古住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの円滑化（国土交通省） 予算

- ・既存住宅の質の向上等を引き続き推進するほか、良質な住宅ストックが市場において適正に評価される流通・金融等の仕組みの開発・普及に対し支援を行うことにより、住宅ストックの質の向上と適正な中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図り、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。（平成 28 年度予算概算要求（新規））

(3) サ高住等の適切な立地の促進と地域の医療・介護等拠点としての活用

(現行の主な支援施策)

- ・国土交通省では、サ高住の整備と医療・介護等のサービス拠点施設の整備等の推進に際し、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、コンパクトシティ施策との連携を図っている。

(市町村の取組状況、意見・要望等)

- ・サ高住と介護サービスの提供にかかる拠点等を一体的に計画し、市内の各拠点に配置していきたいとの意見や、サ高住の立地についてコンパクトシティの取組と連携可能な仕組みがあれば活用したいとの意見が聞かれた。

(新たな取組)

- ・サ高住については、一部郊外への立地がみられるなど、整備にあたり市町村の関与を強化する必要がある。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、サ高住と医療・介護等のサービス拠点施設の整備を一体的に進める必要がある。

○多様な居住ニーズに応じた高齢者向け住宅等の整備（国土交通省） 予算

- ・サ高住等の整備に関し、市町村のまちづくりに即したものに支援の重点化を図るとともに、医療・介護等の地域サービスの拠点となる施設の併設等について支援措置の充実を図る。（平成 28 年度予算概算要求（拡充））

(今後の課題等)

- ・空き家に対する取組は、多くの市町村において開始されたばかりであり、引き続き各種の課題に対するノウハウの蓄積・提供が重要である。
- ・また、中古住宅・リフォーム市場を活性化するための取組を進めつつ、それらの取組についての市町村への適切な情報提供を行っていく必要がある。
- ・サ高住と医療・介護等のサービス拠点施設の一体的な整備を推進するため、高齢者居住安定確保計画の策定など、市町村において高齢者向け住宅等の整備の考え方を明確にしていくことが必要である。さらに、コンパクトシティの考え方との整合を図りつつ、サ高住と医療・介護等のサービス拠点施設の併設等を行った事例を収集・分析し、共有する必要がある。

⑧ 学校・教育との連携

【連携の視点】

- ・ 多様な学習活動に対応した機能的な学校施設を整備する観点や、学校を拠点として、まちづくりや地域コミュニティの形成を図る観点から、地域の実情に応じ、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室等の活用が進められている。
- ・ コンパクトシティの形成に向けて、拠点エリアに必要な都市機能を誘導する際に、学校施設と他の公共施設等との複合化、廃校施設や余裕教室等の活用などの施策と連携することが期待されている。

（現行の主な支援施策）

- ・ 文部科学省において、以下の支援を実施している。
 - 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成 27 年 1 月 27 日通知）において、学校統合を行う場合、小規模校を存続させる場合、休校した学校を再開させる場合の考え方についてとりまとめた中で、学校統合を行う場合や小規模校を存続させる場合の工夫の一例として、まちづくりの総合計画の一環として、児童福祉施設、社会福祉施設、役場施設等と学校施設との複合化を検討することについて紹介。
 - 廃校施設や余裕教室等の活用を推進するため、国庫補助を受けて整備した公立学校施設を処分制限期間内に転用等する場合の財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を実施。
- ・ 国土交通省では、都市機能誘導区域への誘導施設の立地誘導を図るため、地域に必要な小学校等の教育施設の整備に対する支援や、学校跡地等を活用して誘導施設を整備する民間事業者等に対する支援を実施している。

（市町村の取組状況、意見・要望等）

- ・ 多くの市町村から、学校とまちづくりの連携について、どのような学校の活用方法があるのか、セキュリティなど管理上の課題がある、活用できる補助制度がわからない、先行事例を提示してほしい、などの意見があがっている。

(新たな取組)

○学校施設と他の公共施設等との複合化に関する調査研究の実施（文部科学省）

- ・平成 26 年 8 月に設置した「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」において、学校施設と他の公共施設等との複合化に係る効果と課題について調査し、学校施設の計画・設計上及び管理・運営上の留意事項について報告書を取りまとめ、公表する予定。

(今後の課題等)

- ・地域のコミュニティの形成の場としての性格も有する学校について、その整備や余裕教室等の活用に当たっては、教育の場であることを前提としつつ、地域の活性化につながるよう、防災、保育、地域の交流等、地域の実情やニーズを踏まえ、それぞれの部局と教育部局が連携して進めることが必要。

⑨ 防災との連携

【連携の視点】

- ・コンパクトシティの形成に取り組むに当たっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への都市機能や居住の誘導を推進することが重要である。
- ・また、災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスクを軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要である。

（現行の主な支援施策）

- ・都市計画運用指針において、居住誘導区域の設定に当たり、土砂災害特別警戒区域等の災害リスクが高い区域に居住の誘導を推進しないことや留意すべき事項等を提示した。
- ・開発許可制度運用指針において、土砂災害特別警戒区域等の災害リスクが高い区域について、申請者が災害の危険性について正確に理解した上で開発行為を行うか否かを判断できるよう、適切に情報提供を行うこととしている。
- ・既に都市機能や住宅等が集積している地域の災害リスクを軽減するため、避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上など、地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援している。

（市町村の取組状況、意見・要望等）

- ・居住誘導区域の設定に当たり、既存市街地の大半の区域が浸水想定区域に含まれる場合など、公開されているリスク情報だけでは居住の誘導が適当な区域とそうでない区域との区別が困難な場合がある。このため、ハザードエリア内の危険度の順位付けや数値化など、客観的で住民にとってわかりやすい災害リスク情報の提供を求める意見がある。

（新たな取組）

- ・災害リスクを踏まえたまちづくりや居住の誘導を推進するため、以下の取組を行う。

○きめ細かな災害リスク情報の提供（国土交通省）

- ・水害による災害リスクについて、浸水深だけでなく、床上浸水発生頻度図や都市計画図に浸水深を重ね合わせた図など、対象に応じたきめ細かい災害リスク情報の提供を進める。

(今後の課題等)

- ・居住誘導区域の設定に当たっては、市町村や住民がどの場所にどのような災害リスクがあるのかを十分に把握することが重要であるが、災害リスクの情報の提示については、洪水、内水、高潮、土砂災害等の災害ごと（洪水にあっては河川ごと）に浸水想定等が公表されている。市町村や住民が災害リスク情報等を活用するためには、様々な災害リスク情報が容易に入手できる仕組みや、それぞれの浸水想定や土砂災害警戒区域等を一覧できる仕組みを構築し、あわせて、過去の災害履歴やその土地の過去の状況、成り立ちなどについても市町村や住民に示すなど、提供する災害リスク情報の充実と提供方法の工夫・改善等を図っていく必要がある。

⑩ 広域連携

【連携の視点】

- ・コンパクトシティを推進するための立地適正化計画は、一の市町村で作成されるものであるが、市町村域を越えて広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合には、関連する複数の市町村が連携して立地適正化計画を作成することにより、当該圏域における医療・福祉・商業等の都市機能を一定の役割分担の下で整備・利用することができるようになり、個別の市町村単位では維持できない高次の都市機能の立地や、効率的な施設の整備・管理が可能となることが期待される。
- ・連携中枢都市圏における中心市とその周辺自治体との間や鉄道等の公共交通沿線の自治体間で、例えば拠点病院等の高次の都市機能や公共交通の充実等について連携することも考えられる。

（現行の主な支援施策）

- ・国土交通省では、複数市町村が連携したコンパクトシティの形成を支援するため、平成 27 年度から、複数市町村で連携して行う立地適正化計画の作成及びその前提となる広域的な立地適正化の方針の作成等を支援している。また、複数市町村で連携して立地適正化計画を作成する場合、機能分担・共同利用する施設の立地や当該複数市町村を結ぶ公共交通に対する補助対象事業費の嵩上げ等の支援を行っている。
- ・また、総務省・国土交通省等において、連携中枢都市圏の形成に向けた取組を推進しており、総務省では、平成 26 年度から先行的なモデルを構築するための事業を委託しているほか、平成 27 年度から、圏域として取組む事業に対して地方交付税措置を講じている。

（市町村の取組状況、意見・要望等）

- ・市町村のまちづくりの現場においては、近隣の複数市町村で広域連携を図ることの意義はおおむね認識され、一部地域で取組が始まっているものの、
 - 広域連携によるサービス効率化等に向けた検討について、その音頭を取る者がおらず、市町村の当事者間の発意に委ねられている
 - 例えば広域での公共施設の集約・再編を行う場合、利便性の低下等の懸念により地元住民の合意が得にくいなどの課題を指摘する声もあり、十分に取組が進んでいるとは言えない状況。
- ・また、市町村からは、広域連携による取組に対する財政支援など、複数市町村で連携して検討することへのインセンティブを喚起するための支援メニューの充実を求める声がある。

(新たな取組)

- ・今後、複数市町村による広域的に連携したコンパクトなまちづくりをさらに推進するため、次の取組を行う。

○地域プラットフォームを活用した広域連携の促進 (国土交通省) 予算 (再掲)

- ・まちづくりに関する先行的取組事例やノウハウの共有・習得、関係者のネットワークの構築、PPP/PFIの案件形成の促進等を図るため、産官学金の関係者から構成される地域プラットフォームを形成する。(平成28年度概算要求(拡充))

○鉄道沿線まちづくりの推進 (国土交通省) 予算他 (再掲)

- ・大都市郊外部等における広域連携の一形態として、鉄道沿線を軸に市街地が形成されている都市構造を活かした都市機能の再編を進めるため、交通結節点である駅周辺に日常生活に必要となる都市機能を誘導するとともに、拠点病院、文化ホール等の高次の都市機能については沿線の市町村間で分担・連携し、あわせて公共交通機能の強化を進める、沿線市町村と鉄道事業者が連携したコンパクトシティ(鉄道沿線まちづくり)の推進を図る。このため、地方公共団体及び鉄道事業者を主な対象とする「鉄道沿線まちづくりガイドライン」(仮称)を発出するほか、沿線市町村と鉄道事業者を含む協議会による広域的な立地適正化の方針の作成を支援する。(平成28年度予算概算要求(拡充))

○連携中枢都市圏における内発的な自立発展の推進調査 (国土交通省) 予算

- ・連携中枢都市圏において、地域経済分析に基づき、比較優位な分野を特定し、地域経済活性化に資する戦略を策定し、プロジェクトの案件形成段階から連携プロジェクト(例:PREの活用)を推進する官民連携主体(連携プロジェクト推進組織)の取組を支援する。(平成28年度予算概算要求(拡充))

(今後の課題等)

- ・広域連携の取組を促進するためには、連携中枢都市圏の取組とも連携しつつ、市町村にとってインセンティブとなる支援メニューのさらなる充実を図るとともに、上記の地域プラットフォームを通じた関係者のネットワーク構築や、都道府県による取組の主導など、市町村が広域連携を進めるきっかけづくりが必要。
- ・また、根源的な課題として、公共施設等をそれぞれの地方公共団体が自前で整備・管理する、いわゆる「フルセット主義」の考え方も根強くあるため、広域的な公共施設再編を推進する上では、先行事例の中から、複数市町村で役割分担・共同利用する場合のメリットや住民の利便性の維持・向上のための方策等も併せて示していく必要がある。